

蕪崎市立小中学校給食調理業務委託
(蕪崎小学校、蕪崎西中学校、蕪崎東中学校)
企画提案実施要項

令和5年6月

蕪崎市教育委員会

1. 趣旨

韮崎市教育委員会（以下「教育委員会」とする。）では、児童生徒が安心して食せる、安全で栄養バランスのとれたおいしい給食の提供はもとより、食に関する指導を充実させ、学校・家庭・地域の連携による食育の充実を図り、地場産物を活用する取り組みを推進してきた。

このような状況の中、民間のノウハウや専門性、柔軟性が期待できる給食調理業務の委託化により、よりよい学校給食の実現が期待できると考え、平成15年度より順次委託化を実施し、平成27年度からは全校において民間委託となった。

本事業の実施にあたっては、衛生管理の徹底や食物アレルギーへの的確な対応など、より安全で衛生的な給食を安定して提供できる技術と知識を兼ね備えた事業者を募集し、公募型企画提案（プロポーザル）方式により、受託業者を選考、決定するものとする。

2. 委託内容等

(1) 委託業務内容

別紙「韮崎市立小中学校給食調理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に記述する業務及び提案に基づいた内容の業務。

(2) 履行期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 提案上限額（消費税相当額を含む3年間の総額）

¥ 219,000,000

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。

3. 企画提案の概要

(1) 名称

韮崎市立小中学校給食調理業務委託（韮崎小学校、韮崎西中学校、韮崎東中学校）

(2) 詳細委託内容

別紙、「韮崎市立小中学校給食調理業務委託仕様書」による。

なお、提案記述内容に基づき提出されるものについては、提案価格に含まれるものとする。

(3) 事務局

韮崎市教育委員会 教育課 学校教育担当

〒407-8501 山梨県韮崎市水神1丁目3番1号

TEL：0551-22-1111（内線265）

FAX：0551-23-1215 電子メール：kyouiku@city.nirasaki.lg.jp

(4) 実施スケジュール

日 程	項 目
令和5年 6月 1日 (木)	企画提案実施要項等の公表及び配布
令和5年 6月 9日 (金)	現地見学会参加申し込み受付期限
令和5年 6月23日 (金)	現地見学会
令和5年 6月26日 (月)	質疑受付期限
令和5年 7月 7日 (金)	質疑に対する回答日
令和5年 7月14日 (金)	参加表明書及び提案書類の受付期限
令和5年 7月25日 (火)	資格審査及び第1次審査に関する結果の通知送付日
令和5年 8月22日 (火)	第2次審査 (プレゼンテーション及びヒアリング審査) ※両日実施
令和5年 8月23日 (水)	
令和5年9月上旬	第2次審査に関する結果の通知
令和5年9月下旬	優先交渉権者との打ち合わせ
委託事業者の決定～ 令和6年3月31日 (金)	委託開始準備

※公表及び配布については、ホームページに掲載する。

※日程は都合により変更することもあります。

(5) 現地見学会

① 日時・場所

日 時	場 所
令和5年6月23日 (金)	
I 14時00分～14時50分	I 韮崎小学校：韮崎市本町二丁目2番41号
II 15時00分～15時50分	II 韮崎東中学校：韮崎市藤井町南下條371番地
III 16時00分～16時50分	III 韮崎西中学校：韮崎市神山町鍋山1番地1

② 留意事項

- ・ 現地見学会に参加を希望する事業者は、令和5年6月9日 (金) 正午までに現地見学会参加申込書 (様式1) により、電子メール (kyouiku@city.nirasaki.lg.jp 教育課 学校教育担当)、FAX 又は直接持参のいずれかの方法で申し込むこと。
- ・ なお、電子メール、FAX で申し込む場合は、件名を「小中学校給食調理業務委託現地見学会参加申し込み (貴社企業名)」とすること。
- ・ 参加人数は1事業者につき2名までとする。
- ・ 調理室に入室する者は、現地見学会の日から2週間以内の検便検査結果 (検査項目：赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌 O-157)、清潔な衣服 (白衣、帽子、マスク、靴等) を用意すること。

(6) 参加資格要件

本企画提案に参加できる事業者は以下の全ての項目を満たすこと。

- ① 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。

- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、会社更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第3条又は第4条の規定に基づき、都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は代理人として使用していないこと。
- ⑤ 蕪崎市指名競争入札参加者資格者名簿に登載されていること。
- ⑥ 蕪崎市から指名停止を受けていないこと。
- ⑦ 租税を完納していること。
- ⑧ 学校給食法のほか学校給食関係法令等を熟知し、学校給食の趣旨を十分に理解するとともに、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守した業務が遂行できること。
- ⑨ 学校給食調理業務に十分な実績（様式2-2下欄参照）及び、別紙「蕪崎市立小中学校給食調理業務委託仕様書」の内容を確実に履行する能力を有していること。
- ⑩ 過去3年以内に学校給食業務において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業停止の処分を受けていないこと。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合は除く。

(7) 参加資格要件確認基準日

教育委員会が参加表明書（様式2）を受理した日から、本業務受託事業者と委託契約を締結する日までとする。

(8) 提出書類等

① 参加表明に関するもの

様式	名称	提出部数	備考
様式2	参加表明書	1部	押印が必要なものはすべて代表者印とする
様式2-1	会社概要等整理表	1部	
様式2-2	類似業務受託実績	1部	
様式3	誓約書	1部	
	財務諸表の写し	各1部	直近の過去2年間分
	法人市民税の納税証明書	1部	本店所在地の自治体が発行する直近の証明書（原本）

② 企画提案に関するもの

様式	名称	提出部数	備考
様式4	企画提案書（表紙）	15部	A4縦型・横書で、資料等を除き50頁以内。可能な限り両面印刷とする。
様式5	提案価格書	15部	費用の算出は令和6年4月以降36ヵ月の総額を記述すること。

様式5-1	提案価格内訳書	15部	学校毎に各年度の人件費、保健衛生費等の項目別の積算内訳を記述すること。
-------	---------	-----	-------------------------------------

※様式番号の順でそれぞれにインデックスを付け、左側2カ所をホチキス止めにして正本1部、副本（正本の写し）を14部提出すること。

③提出期限及び提出先

提出期限：令和5年7月14日（金）午後5時まで

提出先：葦崎市教育委員会 教育課 学校教育担当

提出方法：持参または郵送。持参の場合は市役所開庁日の午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は必着とし、配達記録が残る方法によるものとする。

(9) 質疑受付

期 限：令和5年6月26日（月）午後5時まで

提出方法：質疑書（様式6）を利用して作成し、下記件名を付して電子メール又はFAXにより提出すること。送信後には電話での確認を行うこと。なお、電子メール又はFAX以外での質問は不可とする。

件 名：「小学校給食調理業務委託質疑（貴社企業名）」

電子メール kyouiku@city.nirasaki.lg.jp

葦崎市教育委員会 教育課 学校教育担当

FAX 0551-23-1215

回 答 日：令和5年7月7日（金）

質疑に対する回答は、葦崎市のホームページ上で公表する。

4. 選定について

葦崎市立小中学校給食調理業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、審査基準に基づいて審査を行い、総合的に最も評価点数が高い最優秀提案者1者と次に高い優秀提案者1者を選定する。

(1) 第1次審査（書類審査）

提案書の提出者として参加の資格について確認をし、結果を書面にて通知する。

なお、多数の事業者から提出があった場合は、選定委員会において、企画提案書等に記載された内容、提案価格書及び会社概要等について「企画提案書評価指標」により採点し、総合評価点で順位付けをし、第1次審査として、得点の高い事業者を5社程度選定する。

結果は応募事業者全てに書面にて通知する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

選定委員会は、第1次審査において選定された応募事業者を対象に、1事業者ずつプレゼンテーション及びヒアリングを行い、「企画提案書評価指標」により採点し、総合評価点で最も優れた企画提案者を優先交渉権者として選考する。

また、次点交渉権者も併せて選考する。なお、第1次審査の点数は、第2次審査に使用しない。

日 時：令和5年8月22日（火）及び23日（水）

※両日ともに実施。詳細については別途通知。

結果は2次審査対象者全てに書面にて通知するとともに、韮崎市のホームページにも掲載する。

(3) 優先交渉権の決定

選定委員会にて選定された優先交渉権者は、教育委員会と仕様並びに価格等を協議のうえ、教育委員会の決定を受けることにより、本業務受託事業者となる。

ただし、優先交渉権者と協議が調わない場合、教育委員会は次点交渉権者と協議を行うものとする。

5. その他

(1) 企画提案書の作成・提出、ヒアリングの参加等に要する一切の経費は、企画提案者の負担とする。また、提出書類は返却しない。

(2) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、教育委員会がこの事業に関し必要と認める場合は、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

(3) 提出書類作成のために教育委員会より受領した資料は、韮崎市の許可なく使用することはできない。

(4) 参加表明書提出後、企画提案への参加を辞退する場合は、指定の様式（様式7）により、不参加表明を企画提案書の提出期限内に事務局あてに直接提出するものとする。

提出辞退は自由であり、それを理由に以後の入札やプロポーザル等の参加における不利益な扱いはしない。

(5) 企画提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、教育委員会が認めた場合はこの限りではない。

(6) 次のいずれかに該当する参加は無効とする。

- ① 参加資格要件に適合していない場合
- ② 参加表明書等に虚偽の記載をした場合
- ③ 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかった場合
- ④ 2通以上の書類提出をした場合